

ヒース保守党政府と社会保障

岸 本 英 太 郎

I 広汎な極貧層の存在

戦後イギリスにおける完全雇用政策と社会保障の発展にもかかわらず、国民扶助＝補足給付を受給する、しかも国民保険給付とこれを併給する広汎な極貧層が存在する。その実数と国民保険受給者中に占める割合は、表1、表2のとおりである。

国民扶助＝補足給付は、資産調査 (means test) を伴う無抛出の国家扶助であり、その水準は国家が承認する最低生存水準であり、国民的最低生活水準である。

表1 国民扶助・補足給付受給者 (グレート・ブリテン) (単位 1,000人)

	国民扶助			補足給付				
	② 1951	② 1961	④ 1965	① 1966	③ 1967	③ 1968	③ 1969	③ 1970
退職年金受給者 ④	767	1,075	1,239	1,631	1,619	1,682	1,708	1,745
その他の年金年齢以上の者	202	220	196	187	187	178	167	156
失業保険受給者	33	45	34	77	86	73	71	73
その他の失業者	33	86	78	102	138	147	157	166
疾病・廃疾給付受給者	121	134	149	156	164	172	170	164
その他の疾病廃疾者	98	133	138	142	146	150	156	159
扶養児童をもつ60歳未満女子	41	76	108	125	142	157	177	191
国民保険受給中の60歳未満寡婦	86	58	55	59	60	61	63	63
その他	81	17	15	16	17	17	19	20
合計	1,462	1,884	2,012	2,495	2,559	2,637	2,688	2,738

注 1) 12月末 2) 翌年1月末 3) 11月末 4) 国民保険受給中の60歳以上の寡婦を含む。

資料: Central Statistical Office, *Social Trends*, 1970, 1971.

表2 国民扶助を受給する国民保険受給者の割合

	1951	1961	1965	1966	1968	1969	1970
失業給付	16%	14%	13%	15%	20%	23%	19%
疾病給付	13	13	12	14	14	14	15
退職年金 ¹⁾	22	22	22	29	28	28	27
寡婦給付	23	14	13	14	16	17	16

注 1) 60—64歳の寡婦給付受給者を含む。

資料：表Iと同じ。

1948年7月、アトリー労働党政府によって全面的に発足したイギリス社会保障制度は、ビヴァリッジが「ビヴァリッジ報告」のなかで「本報告に述べられた給付水準以下では人間の生存に十分でないことを忘れてはならない¹⁾とした生存水準以下の水準を国民的最低限として決定したが、社会保障はこれ以下の極貧層さえも解消できず広汎に残存させ、今や極貧者問題は、現代イギリス社会保障の最重要問題となっているのである。ビヴァリッジ報告がしばしば述べているように、貧困からの人間解放、窮乏からの自由、窮乏の根絶が社会保障計画の目的であることを思えば、これは当然のことである。退職年金受給者の約3分の1が国民扶助＝補足給付水準以下の極貧者に転落していることは、勤労者の約3分の1が老齢退職すれば極貧状態に陥ることを示しており、その意味するところきわめて重大である。

イギリスでは、この国民扶助基準以下の低所得者を公式的にも一般的にも貧困者と理解しているが、これは形を変えた pauper であり、極貧者である。貧困者を最低の生存費以下の者とみる考えは、ブース、ラウントリの貧困調査²⁾以来の伝統であり、貧困の歴史的社会的性格を無視³⁾している点で問題であり、貧困者数を著しく過少評価する結果となっていることを看過してはならない。

1) *Social Insurance and Allied Services*, Report by Sir W. Beveridge, 1942, Para. 457.

2) Charles Booth, *Life and Labour of the People in London*, 4 Vols. 1889-91. B. Seebohm Rowntree の1899年、1936年、1950年のヨーク調査は、それぞれ、次の書にまとめられている。B. S. Rowntree, *Poverty: A Study of Town Life*, 1901; *Poverty and Progress*, 1941; *Poverty and the Welfare State* (with G. R. Lavers), 1951.

3) この点を批判 (ラウントリ批判) したものとして、See P. Townsend, 'Measuring Poverty,' *British Journal of Sociology*, 1954.

戦後、とくに1950年代から60年代にかけて、イギリスでは貧困は消滅し、貧富の生活水準の差は著しく縮小し、うんと平等社会となったという神話が多く、の経済思想を支配した⁴⁾。ラウンツリーらの1950年のヨークにおける第3次貧困調査の結果⁵⁾が、この神話の有力な根拠となった。1936年の第2次調査の結果に比べ、ラウンツリー貧困線以下の低所得者は、その人数において、17,185人から1,746人へ、労働人口中に占める割合において31.1%から2.77%へ、ヨーク総人口中に占める割合で17.7%から1.66%へと激減したからである。貧困原因も表3のごとく変化した。

戦後の新しい食糧補助や社会保障給付を含めて、物量的な最低生存費において、両調査を比較すれば、1950年の改善が著しく見えるのは当然である。「低賃金」が著しく減少したのはそのためであり、これを一層促進したのが完全雇用の実現であった。

「貧困消滅」の神話への挑戦は、ラウンツリーの貧困概念の批判という形で1954年 P. タウンゼントによって着手され⁶⁾、以後主として学者による貧困研究が相ついで学術雑誌に掲載され、1965年の Brian Abel-Smith と Peter Townsend 共著の『貧困者と極貧者』(The Poor and the Poorest)の出版によってこの神話は崩壊し、以後、貧困は広く「再発見」されるにいたったのである⁷⁾。それはガルプレイスが『ゆたかな社会』(1958年)を書いて、「一般的な悩みとしての貧困は生産の増大によって解消した。……貧困は一般的ではなくて

表3 ヨーク両調査の貧困原因比較

貧 困 原 因	貧困者の割合	
	1936	1950
主たる賃金所得者の失業	28.6%	0%
常用労働者の低賃金	32.8	1.0
その他労働者の低賃金	9.5	0
老 齢	14.7	68.1
主たる賃金所得者の死亡	7.8	6.4
疾 病	4.1	21.3
そ の 他	2.5	3.2

資料: Rowntree and Lavers, *Poverty and the Welfare State*, p. 35.

4) Brian Abel-Smith and Peter Townsend, *The Poor and the Poorest*, 1965, p. 9.

5) B. S. Rowntree and G. R. Lavers, *Poverty and the Welfare State*, 1951.

6) P. Townsend, 'Measuring Poverty,' *op. cit.*

7) この点については拙稿「イギリスにおける貧困問題と社会保障」『日本労働協会雑誌』1972年12月参照。

特殊な場合になった⁸⁾とのべて以来、ミカエル・ハリントンの『もう一つのアメリカ—アメリカ合衆国の貧困』(Michael Harrington, *The Other America, Poverty in the United States*, 1962)をはじめとする夥しい数の貧困研究と貧困調査を生みだし、貧困を再発見させた事情と似ている。

以下、少し極貧者の存在とその内容について見ておきたい⁹⁾。

エイベル—スミスとタウンセンドの『貧困者と極貧者』(1965年)は、小著ではあるが、戦後イギリスにおける最初の本格的な貧困研究書であり、広汎な貧困者の存在とその実態を明らかにして、「貧困消滅」の神話を崩壊させたのである。

本書は1953—4年と1960年の労働省の家計調査 (*Family Expenditure Survey*) を検討・分析したもので、著者は、本書で1953—4年にはU・Kの人口の7.8%、約400万人が、1960年には14.3%、約750万人の人々が貧困な生活を送っていたことを明らかにした。

ところで著者が基準とした貧困水準=低消費支出・低所得水準は、「国民扶助基準+家賃」の40%増しであった。これは、貧困基準としては、国民扶助基準よりはるかに合理的であるといってよい。現実に給付されている国民扶助額は、表4からも分るように、大部分は「国民扶助基準+家賃」の140%以下で

表4 階層別低所得世帯の国民扶助受給者と非受給者 (1960)

国民扶助基準 +家賃を100 とした所得水 準	国民扶助受給者				国民扶助非受給者			
	世 帯		人 員		世 帯		人 員	
	数	%	数	%	数	%	数	%
100以下	48	18	149	27	119	32	258	26
100—119	162	62	287	52	114	31	270	28
120—139	55	21	112	20	137	37	450	46
合 計	265	100	548	100	370	100	978	100

資料: *The Poor and the Poorest*, p. 44.

8) J. K. Galbraith, *The Affluent Society*, p. 323. 鈴木哲太郎訳297ページ。

9) やや詳しくは、前掲拙稿参照。

あり、140%とそれ以上の者で国民扶助を受給している者も若干はいるからである。これは国民扶助受給者の所得控除や資産控除、諸付加給付などを考慮しているから当然のことである。

なお、本書の結果を総括すれば表5のとおりである。

ところで貧困者は1人世帯に最も多く、また3割が貧困児童(15歳とそれ以下)(*child poverty*)である。表6、表7のとおりである。

表5 低所得水準世帯とその人員の比率、1953—54年と1960年

国民扶助基準+家賃を100とした支出水準(1953—4)と所得水準(1960)	世帯数の比較		人員数の比率		U. K の人口	
	1953—54	1960	1953—54	1960	1953—54	1960
80%以下	0.5%	1.3%	0.3%	0.9%	152千人	471千人
80—89	0.6	1.0	0.2	0.9	101	471
90—99	1.0	2.4	0.7	2.0	354	1,048
100—109	1.9	4.7	1.4	2.8	709	1,467
110—119	1.7	3.1	1.4	2.4	709	1,257
120—129	2.0	2.7	1.8	2.5	911	1,310
130—139	2.4	2.8	2.0	2.7	1,012	1,414
貧困者合計	10.1	17.9	7.8	14.2	3,948	7,438
140とそれ以上	89.9	82.1	92.2	85.8	46,663	44,945
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0	50,611	52,383

注 140%以下が貧困世帯。

資料: *The Poor and the Poorest*, p. 58 より作成。

表6 世帯員数別低生活水準世帯の比率、1953—54年と1960年

世帯員数	1953—54 (低消費支出)	1960 (低所得)
1	38.6%	52.1%
2	9.6	18.2
3	4.9	7.5
4	4.6	6.4
5	5.4	10.0
6+	11.5	25.2
全世帯	10.1	17.9

資料: *The Poor and the Poorest*, p. 60.

つぎに貧困者の就業状態と所得源泉をみれば、表8、表9のごとくである。

表7 年齢別低生活水準の人々、1953—54年と1960年

国民扶助基準+家賃を100とした消費支出水準(1953—54)と所得水準	年次	年 齢			年 齢 計
		16歳以上	5—15	5以下	
100以下	1953—54	83.1	10.5	6.4	100.0
	1960	66.9	21.1	12.0	100.0
100—119	1953—54	68.3	23.2	8.5	100.0
	1960	79.7	14.6	5.7	100.0
120—139	1953—54	69.1	19.6	11.3	100.0
	1960	62.2	25.3	12.5	100.0
140以下計	1953—54	70.9	19.5	9.6	100.0
	1960	69.9	20.2	9.9	100.0

資料: *The Poor and the Poorest*, p. 61.

表8 低消費支出世帯主の就業状態 (1953—54年)

就業状態	低消費世帯		世帯総数		低消費世帯に属する人数		低消費世帯の世帯総数(就業状態別)に対する割合(%)
	実数	%	実数	%	実数	%	
老 齢 退 職	223	68.8	657	20.4	398	49.3	33.9
疾 病	14	4.3	73	2.3	58	7.2	19.1
失 業	10	3.1	31	1.6	43	5.3	31.7
パート・タイム	15	4.6	72	2.2	29	3.6	20.8
フル・タイム	64	19.6	2,392	74.1	279	34.6	2.7
計	326	100.0	3,225	100.0	807	100.0	10.1

資料: *The Poor and the Poorest*, p. 30 と p. 31 の表5と表7を合併。

表8にみられるように、1953—4年で老齢退職者とフル・タイムの労働者の総貧困世帯中に占める比率が、世帯でそれぞれ68.8%と19.6%、人数で49.3%と34.6%を占めることは、退職年金の極端な低さに苦しむ龐大な老齢退職者と貧困水準以下の夥しい働く低所得者の存在を示すものである。とくに貧困な老齢退職者世帯が全老齢退職者世帯の33.9%にも達することは、この問題の深刻さを物語って余すところがない。これはイギリスの勤労者の33.9%の将来に待

表9 低所得世帯の人々の所得源泉, 1960年

所得源泉 ¹⁾	人数	比率 (%)
1 第1次所得が 年金 ²⁾		
第2次所得が		
(1) なし	350	22.9
(2) 年金以外の国家給付	100	6.6
(3) 個人的収入	90	5.9
2 第1次所得が 年金以外の社会保障給付 ³⁾		
第2次所得が		
(1) なし	275	18.0
(2) 年金	8	0.5
(3) 個人的収入	70	4.6
3 第1次所得が 個人的所得 ⁴⁾		
第2次所得が		
(1) なし	534	35.1
(2) 年金	25	1.6
(3) 年金以外の国家給付	74	4.8
合計	1,526	100.0 100.0

注 1) 第1次所得は、所得の半分又はそれ以上のもの。第2次所得は4分の1から半分までのもの。

2) 退職、寡婦および無拠出老齢年金。

3) 国民扶助、家族手当、産業災害給付および年金以外の国民保険給付を含む。

4) 職業による所得、非勤労収入、退職、疾病給付、私的奨学金、保険給付、扶養手当を含む。

資料: *The Poor and the Poorest*, p. 42.

ちかまえているものが極貧状態であるということである。

1960年の貧困者(表9)でとくに注目されるのは、貧困水準以下の第1次所得が個人的所得である低所得者数が、貧困者総数の41.5%をも占めていることである。

第1次所得が年金である貧困者(人数)も35.4%と高い比率を示している。1953—54年と1960年の調査結果を通じて云えることは、老齢退職者問題と低所

所得者問題の重大性である。貧困は消滅したと云われ、ゆたかな社会の問題が人々の強い関心を惹いていた時代に、貧困の蓄積は着実に拡大していたのである。これは今日にいたるも解決されてはいない。退職年金制度の改革と貧困水準以下の低所得者対策は、今日のイギリス社会保障の緊急課題となっており、しかもそれは容易に解決しそうにもない。

両調査の結果を『貧困者と極貧者』の著者はつぎのように要約している。

1953—4年の貧困者数は約400万人で、世帯数で全世帯の10.1%、人数で総人口の7.8%にあたる。400万人のうち約半分は世帯主が退職した世帯の人々であり、3分の1以上が世帯主がフルタイムの仕事についている世帯の人々である。このうち最も多いのは、4人およびそれ以上の子供のいる世帯の人々である。7.2%が疾病者とその世帯の人々、5.3%が失業者とその世帯の人々、3.6%がパートタイムの仕事についている者とその世帯の人々である。

ところで400万人の貧困者中、20万人に近い失業・疾病・老齢退職者とその扶養者は、その消費水準が国民扶助基準以下であるが国民扶助を受けておらず、ほかに40万人と60万人も国民扶助を受けていないが、その消費支出は国民扶助基準をそれぞれ19%と20—39%こえているにすぎない¹⁰⁾。

ついで1960年の貧困者数は750万人に近く、世帯では総世帯数の18%、人数では総人口の14.2%にあたる。750万人のうち約35%は年金で生活している世帯の人々であり、23%は主として年金以外の社会保障給付で、41%は主として勤労所得で生活している世帯の人々である。この最後のグループの多くは大家族の人々である。約100万人の退職者と50万人の他の人々は主として国家給付に依存していて、国民扶助局からの補足的な給付をうける資格を持っているが国民扶助を受けていない¹¹⁾。

1960年代後半には公的な貧困調査や貧困研究も進んだが、これらをふまえたA. B. アトキンソンの『イギリスにおける貧困と社会保障の改革』(A. B. Atkinson, *Poverty in Britain and the Reform of Social Security*, 1969) が最も注目される。

アトキンソンは、エーベル—スミスとタウンセンドの1960年の貧困者の推計(総人口の3.8%)、ゴウとスターク(I. Gough and T. Stark)の1963年の推計(9.4%)、アトキンソン自身の1966年と67年の推計(3.7%と3.5%)を検討し、これらの推

10) Brian Abel-Smith and Peter Townsend, *op. cit.*, p. 38.

11) *Ibid.*, p. 49.

計が資料的制約から貧困者数を過小評価しているとして、「国民扶助＝補足給付以下の所得者の対総人口割合は4—9%の範囲の上端に存すると結論するのが正しいように思われる。別言すれば約500万の人々が、政府がナショナル・ミニマムと考えている水準以下の生活をしている」¹²⁾ とのべている。ここにいうナショナル・ミニマムは、国民扶助＝補足給付水準（プラス家賃扶助）のことで、ユーベルスミスとタウンセンドの貧困水準ではない。アトキンソンの推計は年次の限定がなく不正確であるが、1960年代を通じて極貧者の数を大まかに算定したものといつてよい。

アトキンソンは、「貧困者の大部分は単身者か子供のない夫婦であり、3分の1近くが児童であること、貧困者の多くは主として年金その他の社会保障給付の受給者であるが、約20%は勤労収入がその所得の主たる源泉である」¹³⁾ とのべ、これらの事実は、現在の社会保障が補足給付水準の最低所得の保障に成功しているとは到底言えないこと、その原因は、第1に、補足給付の受給資格がありながら、これを請求しない人々がいること、第2に、フルタイムの仕事についていながら補足的給付水準以下の勤労収入の人々が多いこと、第3に、wage stop で、補足給付支給額が制限されているからである¹⁴⁾、と述べている。

イギリスにおいては、補足給付水準以下の勤労収入の者でも、フル・タイムの勤労者は補足給付を受ける資格がなく、また失業者や病気による一時離職者は、フル・タイムの在職中のノーマルな賃金が補足給付水準以下であっても、この賃金をこえる補足給付は支給されない（いわゆる wage stop）。

ところで1967年の T. U. C. 大会は、週15ポンド以下の低所得を正式に低所得 (low-paid) と規定¹⁵⁾したが、これは、夫婦と子供2人（5歳未満と10歳未満）の世帯の補足給付（その他の手当を含む）の純可処分所得（13ポンド9シリング10½ペンス、—1968年10月）よりわずか週1ポンド10シリング1½ペンス多いだけで、夫婦と子供3人（5歳、10歳、15歳未満各1人）の世帯のそれより16シリング7½ペ

12) A. B. Atkinson, *Poverty in Britain and the Reform of Social Security*, 1969, p. 38.

13), 14) *Ibid.*, pp. 42-43.

15) T. U. C. *Annual Conference Report*, 1968, pp. 567 ff.

表10 産業別低賃金労働者（フル・タイム）の割合（1968.9）

	週15ポンド未満労働者				時間あたり7-8シリング未満労働者			
	男子		女子		男子筋肉労働者		女子筋肉労働者	
	筋肉労働者	職員	筋肉労働者	職員	7シリング未満	8シリング未満	7シリング未満	8シリング未満
全産業	9.4%	4.6%	86.2%	55.5%	10.9%	25.6%	82.8%	91.2%
	7.9%		68.1%					
農業	36.6	—	—	—	64.4	80.0	—	—
鉱業	10.3	4.7	—	—	7.6	20.7	—	—
製造業	4.6	2.6	83.6	70.0	6.5	17.3	79.5	89.9
建設業	4.6	4.4	—	64.8	6.6	24.4	—	—
ガス・水道・電気	4.3	2.0	—	55.7	3.2	18.2	—	—
運輸・通信業	4.5	5.6	40.6	48.1	7.4	23.9	41.6	66.5
商業	19.4	6.2	94.5	74.9	20.9	42.6	91.2	95.4
金融保険業	28.7	6.4	—	63.1	26.4	43.4		
専門的科学的サービス業	30.4	7.0	92.8	41.7	24.2	53.4	92.2	96.3
その他サービス業	25.0	6.3	92.4	19.9	31.5	48.7	92.0	95.3
公務	21.3	4.9	75.8	38.5	18.8	41.8	77.5	87.7

注) 時間賃金は、週40時間労働とした場合の1時間あたり賃金、したがって7シリングは週14ポンド、7シリング6ペンスは15ポンド、8シリングは16ポンドとなる。フルタイム成人労働者。

資料: 'Result of a new survey of earnings in September, 1968.' [Employment & Productivity Gazette]

表11 地域別低賃金労働者の割合（1968.9）

地域	15ポンド未満のフル・タイム低賃金男子労働者（21歳以上）の割合
South East	5.6%
East Anglia	12.0
South Western	10.9
West Midlands	6.3
East Midlands	7.2
Yorkshire and Humberside	9.6
North Western	7.8
Northern	9.4
Wales	11.1
Scotland	11.0
Great Britain	7.9

資料: 表10と同じ。

スも低いのである¹⁶⁾。この15ポンド以下の低所得者の産業別・地域別分布を見れば、表10、表11のとおりである。

表10によれば、週15ポンド以下のフル・タイムの成年男子労働者（職員を含む）の比率は7.9%であるが、週40時間労働として1時間当りの賃金を7シリング6ペンス（週15ポンドとなる）として算定すれば、それ以下の収入の成年男子の割合は、7.9%から14.4%へはねあがる¹⁷⁾。また6ペンス多い時間当り8シリングを（週16ポンド）基準にすれば、その比率はさらに飛躍的に上昇する¹⁸⁾。1967年の家計調査（Family Expenditure Survey）では、週15ポンド以下のフル・タイム（週30時間以上ノーマルに働いている）の成人勤労者の割合は、男子13.7%女子79.1%であるが、同年秋の小規模の先行的試験調査（Pilot Survey）によれば、

表12 1週あたり稼得

	第1・10分位	第1・4分位	中位数	第4・4分位	第10・10分位
フル・タイム成人男子					
Pilot, 1967	14.6ポンド	17.2ポンド	20.8ポンド	26.2ポンド	33.4ポンド
FES, 1967	14.2	17.0	20.9	26.2	33.4
フル・タイム成人女子					
Pilot, 1967	7.6	4.3	11.1	13.4	17.1
FES, 1967	7.2	8.8	10.8	14.1	18.9

資料：D. E. P. *A National Minimum Wage*, 1969, p. 15.

表13 時間当り各稼得額以下のフル・タイムの成人男女

時間当り賃金	成人男子の割合(%)	成人女子の割合(%)
6シリング以下	4	64
7シリング //	17	87
8シリング //	37	95
9シリング //	56	96

資料：D. P. E. *ibid.*, p. 15.

16) Department of Employment and Productivity, *A National Minimum Wage. An Inquiry*, 1969, p. 11.

17) A. B. Atkinson, *op. cit.*, p. 87.

18) *Ibid.*, p. 91.

週収入は表12のとおりで、これを週40時間労働として時間当たりそれぞれ6シリング(週12ポンド)、7シリング(週14ポンド)、8シリング(週16ポンド)、9シリング(週18ポンド)を基準とすれば、それ以下の勤労者の割合は表13のごとくである。1968年9月調査に比べて1967年家計調査(F. E. S.)の低所得者の比率が高すぎるが、この間の事情は明らかでない。しかし15ポンドというT・U・C・公認の低所得者に接して、いかに多くのこれをわずかにこえる低所得者が存在しているかをよく示しているといつてよい。「彼らは何とか生きられる収入を確保するために、心身を責め苦しめる長時間の恒常的な残業をやっており」¹⁹⁾、「週2、3時間の残業の減少という経済上の些細な変化も、彼らには、容赦なく、その生活水準を相当引下げざることを意味するのであり」、「病気とか離職に

表14 機械関連産業の規模別熟練度別の実収賃金、
実労働時間および残業時間 (1970.4) (男子21才以上)

	時間当り 実収賃金(ペンス)	実労働時間	平均残業時間
規模25—99人			
熟練組立工	130.1	44.6	6.7
その他熟練工	127.5	47.0	7.3
半熟練工	110.1	46.5	8.0
単純労働者	95.8	46.5	8.5
規模100—499人			
熟練組立工	137.1	46.3	7.5
その他熟練工	137.9	46.2	7.3
半熟練工	114.9	46.3	7.8
単純労働者	100.6	46.2	7.8
規模500人以上			
熟練組立工	164.2	43.8	5.7
その他熟練工	166.4	43.4	5.0
半熟練工	145.5	44.9	6.8
単純労働者	114.4	45.6	7.5

注 1970年4月現在の賃金調査。

資料：「*Employment & Productivity Gazette*」

19) K. Coates and R. Silburn, *Poverty; The Forgotten Englishmen*, 1970, p. 50.

表15 産業別成年男子労働者の週当り実収賃金、労働時間および残業手当の割合

	実収賃金中の割合		実収賃金		労働時間	
	基本給	残業手当	筋肉労働者	非筋肉労働者	筋肉労働者	非筋肉労働者
産業計	69(91) [%]	16(3) [%]	26.8 ^{ポンド}	35.8 ^{ポンド}	45.8	39.1
製造業計	66(91)	16(3)	28.5	36.7	45.4	39.5
非製造業計	73(91)	17(2)	25.1	35.3	46.3	38.8
農林水産業	78(—)	10(—)	20.3	—	47.3	—
鉱業	78(94)	15(4)	26.2	—	41.2	—
建設業	69(91)	19(3)	26.9	37.7	48.0	40.8
ガス・電気・水道	76(94)	13(3)	26.0	36.6	44.3	39.2
運輸・通信業	66(88)	22(8)	28.5	34.9	49.0	42.1
分配流通業	77(87)	13(2)	22.7	30.7	45.5	40.7
金融保険業	84(83)	11(2)	22.9	39.7	44.5	37.0
専門的科学的サービス業	79(97)	15(1)	22.4	37.1	45.0	34.2
その他のサービス業	80(89)	12(3)	21.9	32.2	45.8	42.1
公務	79(96)	14(2)	21.4	34.4	44.1	39.7

注 カッコ内は非筋肉男子労働者の基本給と残業手当の割合
資料:「*Employment & Productivity Gazette*」

よる最短期間の収入の妨害も、彼らには突然のはげしい困窮を意味する²⁰⁾。

表14のごとく、今日、週5—8時間の恒常的な残業が広汎に行われており、それが実収賃金を高めていることを看過してはならない。低賃金労働者にとっては、2、3時間の残業の減少が生活危機をもたらす所以である。また残業は、残業手当の実収賃金中に占める比率を高くしている。表15のとおりであり、非筋肉男子労働者の場合は小さいが、筋肉男子労働者の場合、残業手当の割合は製造業計で16%、非製造業計で17%にも達している。

II ヒース保守党政府の成立と社会保障

以上のごとき広汎な低所得層と極貧層の存在は、戦後20年余の社会保障政策の展開にもかかわらず、ウイルソン労働党政権末期にみられたイギリス寡占体制下の現実であった。

20) K. Coates and R. Silburn, *op. cit.*, p. 55.

社会保障の貧困、すなわち国民扶助の前提条件としての救貧法以来の人格侮辱的なミンズ・テストとフル・タイムの補足給付水準以下の低賃金労働者に、就業時は補足給付受給資格を与えず、離職時は補足給付をきびしく制限するという資本主義的けちくささこそが、社会保障制度の保険原理——一定の拠出期間の拠出を完遂しない被保険者への給付を減額する——の限界、そのいかにも計算合理的に見える資本主義的吝嗇さと相俟って、多くの極貧者を国民的最低限の保障外に置き、あるいは年金や国民保険給付を受給しつつ、かつ補足給付に頼るといふ屈辱を与えているのである。こうしたことにウイルソン労働党政府は手を触れなかった。なるほど、労働党政府は1966年から国民扶助制度を手続き的にも内容的にも改善して補足給付制度に変え、同年11月から支給を開始したが、ミンズ・テストを依然伴うものであったかぎり、夥しい数に登る補足給付受給有資格の未申請者を幾分減少させたにすぎなかった²¹⁾。

こうしてウイルソン労働党内閣の社会保障政策は、総じて、イギリス寡占体制の社会化を通して国民生活の最低を保障し、これを高めてゆくという国民に責任をもつ方向ではなく、イギリス寡占体制に責任をもつ資本主義的合理性に執着する節約の社会保障であった。それは、国有化政策においても、租税政策においても、所得政策においてもそうであった。とくに所得政策は、物価や利潤の抑制というより賃金の抑制そのものであり、賃金の引上げは、労働組合が1910年代以来、長年に亘って資本の労務管理政策と対決しつつ企業内職場内に漸次形成していった職場内労働者生活の全面的な防衛手段としての制限的慣行 (restrictive labour practices) (これは今日 English sickness とよばれて非難の対象とされている) の緩和による生産性上昇 (生産性協約) と引きかえによってのみ許されるものであった。労働者生活は、労働党政府によって、イギリス資本主義の危機回避という現実的政策によって抑えられ、犠牲を強いられたのである。

さて、ウイルソン労働党政府の徹底した一貫した緊縮政策により国際収支は黒字化した²²⁾が、沈滞と失業増大とインフレ昂進のスタグフレーション化したイ

21) A. B. Atkinson, *op. cit.*, pp. 86-7.

ギリス寡占体制の政権担当者となったヒース保守党政権（1970年6月～）は、労働党政府時代の財政主導・公共投資主導の高福祉高負担の経済政策・社会保障政策を、公共投資と社会保障費の削減による減税と「競争原理」導入による民間資本の高投資・高成長政策に転換した。

社会保障については選別性 (selectivity) の原則²²⁾を強めることと受益者負担の原則がとくに強調された。

保守党は在野時代の1968年10月の大会で、社会保障における選別性の原則強化の決議案を可決したが、この大会では社会保障が濫用されていることが指摘され、「来るべき保守党政府は積極的に勤労意欲を奨励し、働いている時の勤労所得をふやす政策を採用しなければならない」とし、「政府はこれらの人々のできるだけ多くが自分の家、年金、健康保険、子供の教育に備えるよう奨励すべきである。……保守党は国民に真実を語れ、そして、唯自ら備えることによつてのみ自尊心を取り戻せることを教えよ」、「貧困者・失業者および障害者がそのような状況から離脱し、機会と勇気を与えられる風土を提供するのが政府の任務である」と語られ、「保守党は、今日のいわゆる福祉国家を廃止しなければならない。欲するものは私企業であり、選択の自由である」²³⁾と主張された。

ここには保守党の社会保障に対する根強い反感がよく示されている。これは、社会保障が何故生れねばならなかったかの意義さえも忘れた議論といってよい。そして1970年6月、政権の座についた保守党政府の経済政策は、イギリス経済の停滞性を一段と強め、100万人に達する失業者を生みだし、インフレを一層激化させ、労働者階級の烈しい抵抗に対しては弾圧的労使関係法 (Industrial Relations Act, 1971) の制定をもって臨み、極貧者の一部に対するわずかの選別的な社会保障の実施にとどまった。これが1968年度保守党大会の論議の現実的

22) selectivity は普遍性 (universalism) の原則に対するもので、ユードの存在を証明することによつてはじめて給付を行うもので、個別的選別的サービスの原則であり、後者は国民に無差別平等に適用される普遍的包括的サービスの原則である。

23) 「労働党大会と保守党大会の社会保障論議」 社会保障研究所『海外社会保障情報』No. 5, 1969, 1, 10-11ページ。

帰結であった。残されたものは国際収支の黒字のみであり、一層深刻化したイギリス経済の停滞性はEC加盟によって打破しようというのがヒース保守党政府の姿勢である。

さて、選別性の強化と受益者負担の原則は、福祉ミルク (welfare milk) の廃止や国民保健サービスの患者負担分を引上げて、これを最もニードを有する人々への保健・福祉サービスに充当するという政策によく示されており、処方箋料 (2シリング6ペンスから4シリングへ) や眼鏡および歯科サービスの患者負担分の引上げは1971年4月から実施された。

1971年後半から選別性原則に基づく国民保険サービスならびに福祉サービスの組織運営の改善と内容の前進がみられた。まず地方保健サービスの強化改善方法について協議が重ねられ、包括的な保険サービスの管理運営問題が検討され、ついで保健・社会保障省の最初の行政改革によって「中央社会福祉教育・訓練協議会」(Central Council for Education and Training in Social Work) が設立された。これは、シーボーム委員会の提案に従って地方公共団体の社会福祉訓練、ボランティア活動、さらに病院・教育・保護観察、アフターケアなどの諸々のサービスの総合的な推進母体となった。

福祉サービスの内容の改善についてみれば、1971年6月、白書「精神障害者サービスの改善」(*Better Services for Mentally Handicapped*) が発表され、障害者の特定の者に新たに現金給付が提供されることになり、つづいてこの年10月には「慢性病患者・廃疾者法」(*Chronically Sick and Disabled Persons Act, 1970*) の第1条が実施され、地方公共団体に対して、その地方の障害者を登録し、かつ利用可能なサービスの広報宣伝を行うことを義務づけ、11月からは重度廃疾者(昼夜継続的に監視を必要とする者)への週4.8ポンドの付添手当の支給が実施に移された。また「グループ活動の組織」(*The Organization of Group Practice*) が発表され、コミュニティ・ヘルス・チームの必要性和相談業務の強化が提唱された。なお、この間、地方公共団体が申請していた152の施設の建設が認可された。その内訳は、慢性病患者・身体障害者用の50の収容施設および高齢者・

身体障害者用の71のセンターと31の合同センターであった²⁴⁾。

III Wage stop と家庭所得補足法

1970年成立し、1971年8月から実施された家庭所得補足法 (Family Income Supplements Act FIS と略称) は、フル・タイムの補足給付水準以下の低賃金労働者 (彼らには補足給付受給資格がない) や wage stop の失業や病気による一時離職の低賃金労働者 (彼らは補足給付受給資格はあるが、受給直前の標準賃金をこえる補足給付は受けられない) に一定の所得補足給付を支給し、極貧の低賃金労働者の最低所得を若干高めようとするものである。労働党政府は、男女同一労働同一賃金法 (Equal Pay Act, 1970) の制定によって、1975年12月29日から同一あるいは類似の労働を行う男女に同一の賃金を保障する措置をとったが、これは女子労働力が全労働力の3分の1をこえて増加しつつあり、その働く動機が多くが経済的理由にあることを考えれば、重要な低賃金引上政策ではあったが、緊急的な低賃金対策を持たず、wage stop にも手をつけなかった。保守党政府が、ともあれ、これに手をつけたことは選別的な社会保障とはいえ、一つの前進であった。

ケイス・ジョセフ社会サービス大臣は、本法案 (Family Income Supplements Bill) の議会提出 (1970年11月) にあたり、提案理由とその内容を以下のように説明している。

政府は、今議会中に家庭貧困に取り組むことを約束するものであり、本法案はその第一歩となるものである。

最も緊急措置を必要とする家庭貧困、働いている貧困者のうちで最も生活に困窮している者の部分から着手するのが当然である。比較的少数の人々しか本法案の給付の枠内に入ってこないという事実はあるが、これを以って政府が他の人々たちに対して関心をもっていないということではない。

本法案の給付の枠内に入る世帯の数は、児童のいる夫婦世帯が約13万4千世帯 (wage stop をうけている2万4千人の失業者を含む)、児童をかかえている配偶者

24) 「イギリス社会保障の動向」『海外社会保障情報』No. 18, 1972, 4, 14ページ参照。

のいない約5万4千世帯の人々、合計約19万世帯(約50万人の児童を含む)である。賃金所得者が失業し、wage stopの制限をうけている2万4千世帯を除き、すべてがフル・タイムの労働に従事しており、補足給付の受給資格がない。家庭貧困は多子家族には余り影響がない。生計中心者が働いており、補足給付水準以下で暮している家族の3分の1は1子家庭である。1子家庭は現在家族手当の受給資格がなく、家族手当を引上げて何の助けにもならない。……

本法案は、事務費を除き、約800万ポンドを多数の働く最も生活が困窮している階層と、働いていながらwage stopをうけている人々の大部分に支出することを提案している。本法案はwage stopをうけている家庭を保護することであり、併せて多数の人々をwage stopから免れさせるものである。

本法案は別個のミンズ・テストを設けるものだといわれる。別個のテストが課せられることは事実だが、それはインカム・テストであってミンズ・テストではない。本制度により自動的に処方箋料を免除し、歯科や眼鏡の受益者負担の免除資格を付与するようアレンジすることを望んでいる向きもある。われわれも、最も貧しい家庭にたいし、あらゆる免除措置を活用できるパスポートとなるよう望んでいる²⁵⁾。

本法案は、フル・タイムの労働に従事または失業ないし病気による一時離職でwage stopをうける補足給付水準以下の低賃金労働者を適用の対象とするもので、当該家族の所得が児童数に応じて定められた基準—make-up level—(1子のいる家庭で18ポンド—法案では15ポンド、1子を加えるごとに2ポンド追加)以下の場合、支給額はその不足額の50%とし、1家庭につき週4ポンド(法案では3ポンド)が最高限度額である。勿論、補足給付水準をこえることはできない。

所得の算定基準は申請前3週間の平均稼得で、月給の場合は従前2ヶ月の平均である。すべての金銭による普通所得は所得として認定されるが、戦争年金や付添手当も控除され、請求と支給事務は地方社会保障事務所と郵便局で行われる。1971年末現在の受給者数は7万人をこえ、給付額の平均は1.70ポンドであった。

本法案に対する世論は、芳ばしいものではなかったが、イギリス社会保障が極貧者対策に追われ、補足給付制度が社会保障制度の事実上の中核となってい

25) 「所得補足法案提出」『海外社会保障情報』No. 14, 1971, 4, 9-11ページ。

る現状を考えれば、適用対象の限定性と給付額の僅少さの故に、F. I. S. の意義を過少評価することは正当ではない。make-up level と週所得の差額の50%支給を、さらに高めて、事実上補足給付水準に達せしめる方向も閉ざされてはいないのである。

IV ストライキ労働者世帯と補足給付の削減

さて F. I. S. が実施された1971年8月、ストライキ参加者の家族への補足給付を削減する社会保障法 (Social Security Act, 1971) が実施され、また非公認ストを禁止し、大規模争議を制限する労使関係法が成立した (1972年2月施行)。

1971年4月の下院第2読会におけるジョセフ社会サービス大臣の社会保障法案の提案理由と趣旨説明は以下のとおりであった。――

本法案の主たる目的は、社会保障制度のなかにかいつのまにか住みついてしまった乱用、陳腐化した改善の必要ある若干の要素をつみとることである。政府はスト参加者の扶養者に対する補足給付についての査察を行ってきたが、現在のところ、スト参加者に関する補足給付の主な原則 (1966年社会保障法の第10条により、スト参加者はその参加期間中、また失業給付の受給資格を欠く者は、補足給付をうける資格を失うが、扶養者および家賃については、補足給付が支給される) はそのまま変更しないこととしている。スト権はしばしば無責任に行使され、納税者がスト参加者の生活資金調達の手助けをするのは不条理であると多数の人々は考えている。スト参加者はその扶養者に支給された金銭を返却すべきである。

今年度についての確定数字は持たないが、推計しうるかぎり、スト参加者のうち、扶養者に補足給付の支給をうけたスト参加者数は、近年数か年の2.5%という常態的な数字から最近では25%強にはね上った。これは異常事態であった郵便ストとフォード・ストのためであった。第2の驚くべき数字は、1971年第I四半期において、大規模なストだけの結果として約375万ポンドが支出された。これは、戦後から1970年末までのストに関連して支出された国民扶助・補足給付の総額を上まわるものであった。

こうした状態においてわれわれがなしうる最小限のことは、スト参加者の家族の補足給付に関して議会の決断をまつべきものであると考える。郵便ストにおいては、組合はスト手当を支給しないでストに突入したので、通常の状態を遙かに上まわって人々は補足給付に殺倒した。

補足給付委員会は、請求者が給付請求の際に税のリベートとスト手当について週4.35ポンドまで収入認定をしない国民扶助委員会の長年の慣行を踏襲してきた。木法案はこの扱いを廃止し、通常の控除額である1ポンドにとどめることを定めるものである。……ストライキの約95%は非公認ストなので、スト参加者の約5%がスト手当を受けているにすぎないとみられる。従ってスト手当を受けないかぎり、この切下げの影響は少いであろう。また大家族を擁する低賃金所得者または中級の賃金所得者は税リベートを受けていないし、控除の対象となる余分の収入源を持たないから、同じく影響をうけまい。

つぎに、失業・疾病またはストライキによるとを問わず、就業の中断期間を終わって職場に復帰した後の本人および家族の生活を維持する通常の方途は、使用者からの前借金であった。使用者から前借金が予定されないケースに備えるため、働いていない者に対する補足給付の支給禁止規定は職場復帰後の最初の15日間について緩和されている。1969年以来、奇妙な傾向が生れた。使用者から前借金をうけると返却せねばならぬし、課税対象となるのに、補足給付は返さなくてもよいし、課税収入ともならないので、ストライキが終って職場に復帰した後2週間について使用者に前借金を支払わせないようにする人々がだんだん増えて、補足給付委員会に足を運ぶようになってきたことである。その結果、1964年のスト後の国民扶助給付額は4千ポンドであったのに、昨年は90万ポンドに達し、今年のはじめの4カ月間に43万ポンドとなっている。これは政府として容認しえない制度の乱用である。スト後に職場に復帰した人々に対する最初の15日間についての補足給付の支給分は前借すべきであると考ええる。

この措置により、労働者はストライキ後の期間の生活をのり切るための前借金に应ずるといふ伝統的慣行に戻ることを納得するであろう²⁶⁾。

補足給付の濫用はたしかに明らかな事実であるが、かかる濫用を敢えて行わしめた低賃金労働者の広汎な存在が問題であろう。4.35ポンドまでを収入と認定しない慣行も、スト後、職場に復帰した労働者に15日間の補足給付の支給を認めたのも、そのためであった。ストライキの頻発は、不断に進行する寡占体制下のインフレと労働党政府と保守党政府の経済政策・労働政策の失敗の結果に外ならない。

スト労働者の職場復帰後15日間の生活つなぎ資金は、使用者からの前払金で

26) 「ストライキと社会保障法案」『海外社会保障情報』No. 15, 1971, 7, 11-13ページ。

賄うことが正しいとしても、補足給付決定の際、収入として認定しない額を4.35ポンドから1ポンドに引下げることが、矢張り低賃金労働者に対するきびしい鞭と考えられる。Child Poverty Action Group のフランク・フィールド会長が「社会保障法案は、社会保障省法にもとづき補足給付委員会が被保護者の福祉増進の機能を増進せんとすることを不可能とするものである」²⁷⁾と指摘したのは、的を射た批判であったといつてよい。補足給付制度の濫用は正されねばならないが、政府の措置のなかには、補足給付委員会の貧困者認定に対する干渉が含まれているといつてよい。「スト参加者の家族に対する懲罰」との批判が生じたのも、ゆえなしとしない。

1971年社会保障法は、ほぼ法案通りの内容で1971年8月成立し、実施された。

本法の主要な内容は、以下のとおりであり²⁸⁾、社会保障の後退は誠に歴然たるものがある。

- (1) スト参加者の個人収入は他の補足給付請求者の収入認定と同様に扱うことにし、これまでの4.35ポンドの取扱いを廃止し、1ポンドのみ控除する。
- (2) スト参加者の賃金支払いまでの適切な方法は使用者による前払金によるべきであり、スト参加者本人がスト後職場に復帰してから支給される15日間の補足給付は回収する。
- (3) 自己の意思で離職、業務上の過失による解雇または適職斡旋を拒むなどの理由で失業給付の資格を欠く者に支給される補足給付減額分を2.05ポンド（現行は0.75ポンド）に引上げる。
- (4) 国民保険法にもとづく失業給付と疾病給付について、雇用中断期間の最初3日間の受給資格を廃止する。
- (5) 地方社会保障助言委員会を廃止する。

V 保守党の退職年金改正案

退職年金受給者の約3割が国民扶助＝補足給付の受給者であり²⁹⁾、その人数

27) 「ストライキと社会保障法案」13ページ。

28) 『社会保障年鑑』(1972) 230ページ。

29) 「1965年には退職年金受給者の40%が国民扶助水準以下で、彼らのうち、かなりの部分の人が国民扶助を請求しなかった」(A. B. Atkinson, *op. cit.*, p. 190) ことを思えば、年金問題の重要性はおのづから明らかである。

も年々増加して、今や180万人にも及ぼんとする有様で、退職年金制度の改革は、1950年代末からのイギリス社会保障の中心課題となったのであった。均一 (flat rate) 拠出と均一給付を立前とする国民保険制度にまず退職年金だけではあるが、1961年に保守党政府によって均一額に追加される所得比例年金の段階的年金 (graduated pension) が導入され、これが、さらに労働党政府によって1966年に疾病・失業両給付および寡婦手当に拡張されて、均一 (フラット・レート) 制と結合された所得比例給付の国民保険制度が成立したのも、一面、拠出額の増加を意図したものではあったが (特に保守党)、他面、国民扶助をさえ下廻る国民保険受給者、とくに老齢退職年金受給者の給付を多少とも引上げることが目的であった。

しかし所得比例給付額は余りにも少く、ウイルソン労働党政府は、1969年1月、『国民老齢退職年金と社会保険』³⁰⁾ 白書を発表して、完全な所得比例の社会保障制度への改革を提案したが、1970年6月の総選挙に破れて法制化できなかつた。

これに対し、政権の座についた保守党政府は、かねて公約していた年金改革を、1971年9月、白書『年金戦略——国および企業年金の将来の発展』³¹⁾として公表した。

まず白書は、改革の意図としてつぎの8点をあげる。(1) 公的年金と職域年金の本質の相違を明確にし、それぞれが最も適切に発展できる条件を確立する。(2) 定額の公的年金で保障の基礎を確立する。この年金は拠出に対して与えられる。経済的困窮度の高い階層には優先的に特別の保障を付加する。(3) 年金

30) *National Superannuation and Social Insurance, Proposals for Earning-Related Social Security*, 1969, Cmd. 3883.

労働党は1957年5月に『国民退職年金—老齢者保障のための労働党の政策』(*National Superannuation—Labour's Policy for Security in Old Age*) を発表して退職年齢改革の端緒をつくり、これにつづいて保守党政府は1958年1月『老齢者保障—国民保険制度の将来の発展』白書 (*Provision for Old Age, The Future Development of the National Insurance Scheme*, 1958, Cmd. 538) を発表して、1961年4月から所得比例の段階的年金を実施したのである。

31) *Strategy for Pension—The Future Development of State and Occupational Provision*, 1971, Cmd. 4755.

の実質的価値維持の方策を講ずる。(4) 公的年金の財政を健全な基礎におく。(5) 公的年金の管理を簡単にし、人手を省く。(6) すべての被用者に、職域年金またはこれに代る政府管掌の新制度によって、所得比例の年金を築きあげる機会を与える。(7) 職場を移動しても職域年金の受給権が失われないような措置をする。(8) 新しい条件の下で職域年金が有効にかつ円滑に運営されるために「職域年金委員会」を新設する。

ここに示されているものは、公的年金財政の節約と新制度運営の簡素化・省力化であり、普遍的原則の選別的原則への転換である。

改革案の特徴は、所得比例による低い定額の公的年金と、これを補足する半ば公的性格を賦与される所得比例の職域年金³²⁾および職域年金の成立の困難な職場への政管の所得比例年金 (State Reserve Scheme) である (強制的適用)。

白書は、まず公然と、補足給付水準より約 2 ポンドも低い定額の所得比例の公的年金の実現を謳う。1971年 9 月、単身者の退職年金の定額部分は週 6 ポンドに引き上げられたが、補足給付額は家賃扶助を除いても 6.30 ポンドであり、家賃扶助の平均額 1.85 ポンドを加えると 8.15 ポンドとなる。白書は補足給付水準まで年金額を引上げると大きな費用がいるとしてこれを避け、さらにすすんで、所得比例の定額年金で年金財政の健全化を意図する。所得比例によって定額部分を引上げるのではなく、所得比例による拠出額の増加によって年金財政を節減しようとするものであり、この意味での公的年金財政の健全化である。比例の基準となる所得には成年男子労働者の平均賃金の 1.5 倍という上限が設けられており、また賃金が平均賃金の 4 分の 1 未満の者は拠出を免除される。賦課方式をとり、年金額の実質的価値維持のため 2 年ごとの改定が行われる。拠出額は対象所得の 12.5% で、事業主は 7.25%、本人は 5.25% であり、いずれも源泉徴収される。国庫負担率は現行のままの労使拠出総額の 18% である。

公的年金を補足する職域年金の設立要件は、(1) 退職年金の額が、加入者

32) Occupational Retirement Pensions については、cf. V. N. George, *Social Security: Beveridge and After*, 1968, pp. 166-96.

の各人年収（課税対象給与）の1%（女子の場合は0.7%）以上であること。(2) 加入者の在職中の死亡に対しては、本人分の年金の2分の1の金額の寡婦年金（または一時金）の支給があること。(3) 年金受給中の者が死亡したときに、その2分の1の額の遺族年金が支給されること。(4) 年金の実質的価値が、生計費指数にスライドまたは支給開始後毎年一定率づつ増額その他によって維持されること。(5) 既裁定年金および要件とされる水準の年金について十分な資金の積立てが行われていることである。この職域年金の財政が積立方式によっていることはいうまでもない。

以上の要件をみたした職域年金に加入していない者に、政府管掌の所得比例年金が適用されるが、加入は21歳以上で、拠出は給与（成年男子平均賃金の1.5倍までの部分）の4%で、本人が1.5%、事業主が2.5%で、年金額は所定の拠出に対し拠出払込み時の年齢によって決まる。支給年齢は公的年金および職域年金同様男子65歳、女子60歳からで、2分の1の寡婦年金がある。ここで注意すべきは、事業主の拠出は損金になるが、本人の拠出は課税所得から控除されず、またこの政管の比例年金制度には政府の補助はなく、財政的に自立したものとなるということである。

自営者の拠出は、年収1,000ポンド未満の者は一律定額1,000ポンドをこえる者は他に1,000ポンドを越える部分（男子平均賃金の1.5倍が限度）の5%が加わる。

以上、改革案白書にみられる立場は、公的年金制度の発展・充実を通して、国民的最低限としての老齢退職年金制度を確立する方向ではなく、低い公的年金を、実質的価値維持の困難な積立金方式に立脚し、しかもいまだ十分な制度的発展をとげていない問題点の多い企業年金によって補足しようとする方向であり、その意図が年金財政の節約にあることは明らかである。年金制度の抜本的解決は、保守党の改革案によって大きく後退したといわねばならない。これが実現すれば、今後ますます多くの退職年金受給者が補足給付に走らざるをえなくなるであろう。